経済産業省

2025年度
第3回業務委員会
資料№1-3

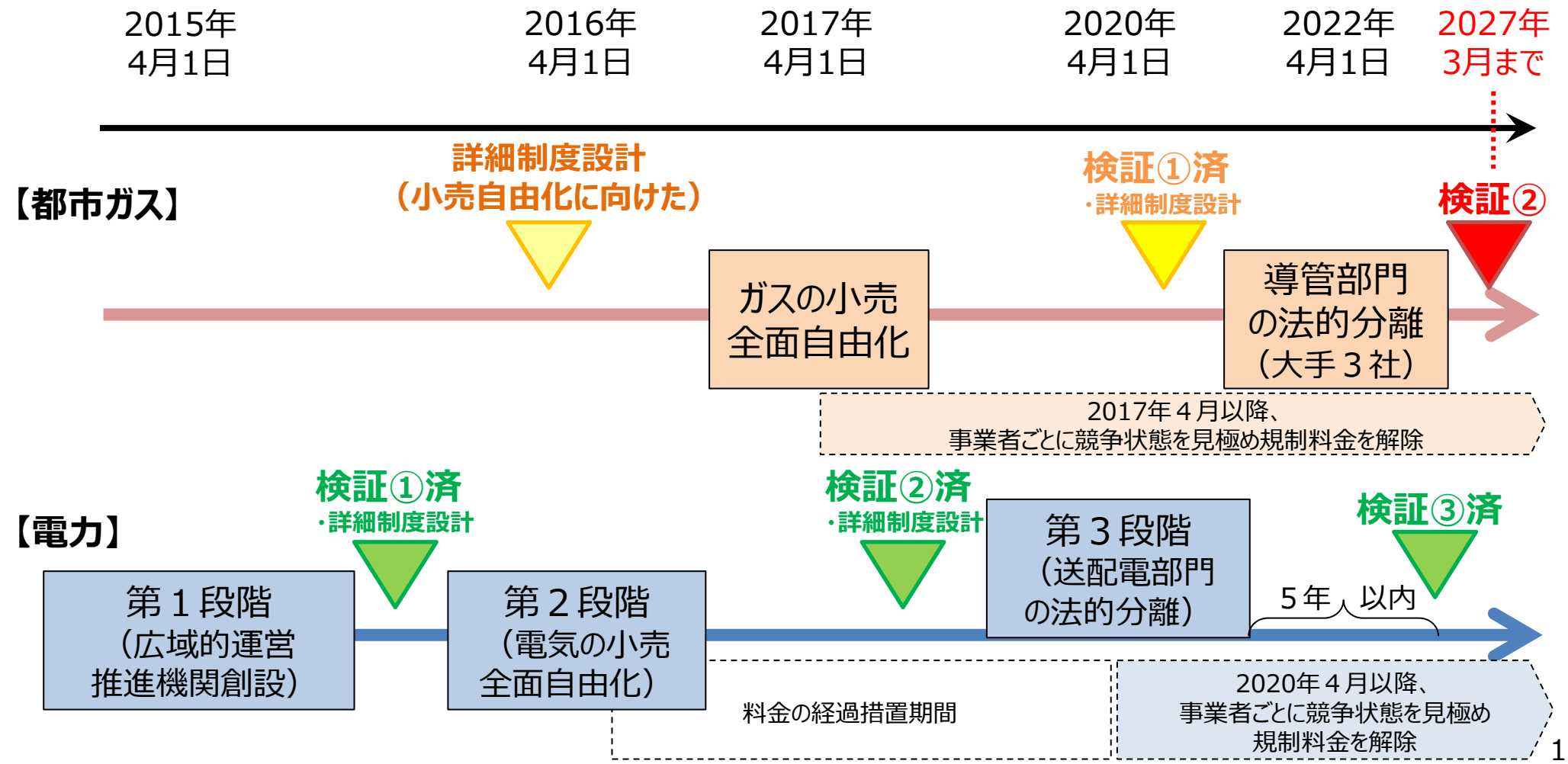
ガスシステム改革検証の進め方

2025年８月27日

資源エネルギー庁

ガスシステム改革の全体スケジュール

- ガスシステム改革は、**①安定供給の確保**、**②ガス料金を最大限抑制**、**③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大**、**④天然ガス利用方法の拡大を目的**として実施。
- システム改革により、ガスの小売全面自由化や大手の導管部門の法的分離などを実施しており、**2027年３月までに検証**することが求められている。

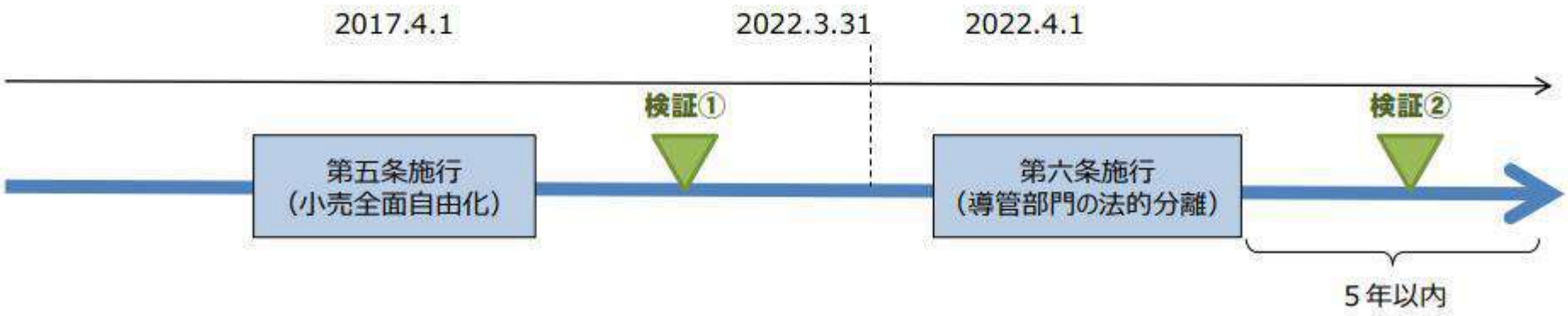


【参考】ガスシステム改革の検証スケジュール

検証のスケジュール

- 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則においては、検証の始期や期日は規定されていないが、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考にしつつ、**第五条の施行状況等の検証を法第六条の施行までに完了**させるとともに、必要があると認めるときはその結果に基づいて法的分離が実施されるまでの間に必要な措置を講ずることとした。
- また、第六条の規定の施行後にもその施行状況等について検証を実施する必要があるところ、電気事業法の施行状況等の検証の例を参考に、**第六条の規定の施行後５年以内**に実施することとした。

検証スケジュール



【参考】改正法附則の検証規定

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）

附　則

第七十五条　政府は、**第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行う**とともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

2021年のガスシステム改革の検証（小売全面自由化）

- 2017年のガス小売全面自由化後において、2021年に改正法の施行の状況等について検証。法的分離後５年以内に改正法の施行状況等について検証を行うこととされた。

検証の結果について

- 以下の項目について議論を行い、**ガスシステム改革は着実に進展し、現時点で必要と考えられる措置が適切に講じられている**との結果を得ている。

①改正法の施行の状況

➢ 新規ガス小売の参入が活性化。料金・サービスの多様化も進展。

②エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

➢ 持続可能な競争・市場環境の整備や低・脱炭素化及びエネルギー安定供給に資するガスシステムの構築に向けた施策を引き続き推進。

③需給状況

➢ バリューチェーンの各段階においてエネルギーの安定供給確保に資する取組を実施、大規模な供給支障や、需要に比して供給が極端に逼迫する事態は特段生じていない。

④小売料金の水準

➢ 料金単価は緩やかな減少傾向。料金・サービスの多様化による需要家の選択肢も増加。

⑤その他のガス事業を取り巻く状況

➢ 行為規制に係る具体的な法令整備、法的分離に向けた３社の対応状況を確認。

⑥法的分離に当たって支障が生じないように推進する必要がある施策

➢ 導管部門の法的分離に当たって、対象の３社のLNGの調達に係る懸念なし。災害等の緊急時における保安については、３社が迅速かつ的確に復旧活動に対応できるよう、行為規制の例外を明確化。

今回のガスシステム改革の検証について

- 今般の検証は、法的分離の実施も含め、改正法全体が施行された後に行う検証であることから、**ガスシステム改革全体にわたる検証を行うこととしたい**。
- このため、**改正法附則の検証規定**や、**ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年１月）も踏まえて検証**することが考えられる。また、**将来のガス需要や社会構造の変化**、近年の情勢変化である**脱炭素化への要請**等も踏まえた、**持続的なガスシステムの在り方**という視点も重要であり、検証の項目について御議論いただきたい。

第七次エネルギー基本計画『8.（3）ガスシステム改革の進捗とシステムの深化に向けた取組』の項目

改正ガス事業法附則に基づく検証項目

- **改正法の施行の状況**
- **エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況**
 - **■持続可能な競争・市場の整備**
 - **■脱炭素化に資するガスシステムの構築**
 - **■エネルギー安定供給に資するガスシステムの構築**
- **需給状況**
- **小売料金水準**
- **その他のガス事業を取り巻く状況**

ガスシステム改革小委員会報告書の主な項目とポイント

１．ガスシステム改革の背景
- 都市ガス事業の変遷
- 都市ガス事業の将来性

２．ガスシステム改革の必要性
- 都市ガス事業独自の課題を解決するためのガスシステム改革
- 改革に当たり配慮すべき観点
- 小売全面自由化と導管等のオープンアクセスによる新規参入の可能性

３．新たなガスシステムの在り方
- 小売全面自由化
- ガス導管事業に係る制度とガス導管網の整備促進
- 導管部門の更なる中立性確保
- 需要家保安に係る責任の在り方
- 卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備
- 簡易ガス事業に係る制度

検証に係る議論の進め方

- 今回の検証は、ガスシステム改革全体の検証であり、実務的・専門的な視点を踏まえた検討を行うことが重要であることから、**実務者や有識者からのヒアリングを実施した上で、議論を整理**することとしてはどうか。

【ヒアリングの進め方】

- ヒアリングは、公開する。
- 配布資料、議事要旨、議事録については、原則として公開とする。
- ガス事業環境整備WGにおいて、検証内容に関する実務者、有識者を呼んでプレゼンいただき、その後、委員及びオブザーバーとの質疑応答を行う。

【ヒアリング項目】

- 今回の検証項目を踏まえつつ、小売自由化、中立性確保も含む導管事業の在り方、安定供給やレジリエンスの確保、カーボンニュートラルの実現等の項目についてヒアリング

【ヒアリング候補者】

- 関係事業者、業界団体、学識経験者、専門家等から、事務局が選定。

経済産業省

2025年度
第3回業務委員会
資料№1-4

ガスシステム改革の検証に係るヒアリング等の進め方

2025年10月７日

資源エネルギー庁

検証に係る議論の進め方

- ガスシステム改革全体の検証であり、専門的・実務的な視点を踏まえた議論が必要であることから、ガス事業者や有識者からのヒアリングを実施したうえで、議論を整理する。
- ヒアリングについては、ガスシステム改革小委員会の報告書（2015年１月）の主な項目や、第１回WGにおける委員からの御意見等も踏まえて実施する。

（2025年）

８月27日（第１回）　ガスシステムを取り巻く環境・検証の進め方

今回　10月７日（第２回）　ヒアリング①【小売全面自由化（需要家保安・卸取引環境含む）】

今後のヒアリングの主なテーマ

※　次回以降の予定については、ヒアリング参加者の予定も踏まえつつヒアリングの順番・内容を調整

- 導管事業に係る事業環境整備
- 導管部門の中立性確保
- 都市ガスのカーボンニュートラル
- 地方都市ガス事業
- コミュニティガス事業

【参考】第１回WGにおける委員からの主な御意見

（エネルギー政策上の位置づけ）

- Ｓ＋３ＥでＳが重要なことは間違いないが、ガスシステムの中では、３Ｅの中で一体何が重要なのかというのを少し考えていくべき。
- 2050 年カーボンニュートラルの野心的な目標を前提としたＬＮＧ需要の早期減少の想定について、議論の揺り戻しが起きている。正しい方向でトランジションを踏まえながら全体制度を考えてほしい。
- ガスエネルギーをめぐる状況の変化に伴って私たちの暮らしにどのような影響があったか明らかにすべき。
- 中東依存度が高いこともリスクだと言ってきているが、プロジェクトを進めていく中で、アメリカにも政治的な不確実性があるのではないか。

（競争・取引環境）

- スタートアップ卸など、卸供給がうまく機能しているかどうか検証が必要。スタートアップ卸を卒業するような供給量においても卸供給が機能しているのか、電力の内外無差別に対応するような合理的なオファーがなされているかも検証が必要。
- ガス事業者の大手は上場企業であり、市場から高い収益性や成長性が期待されているが、その期待に応えられるエネルギー供給の水準になっているのか。
- 小売自由化と競争環境の検証を行う際に、個別のローカルな市場での競争・代替性、幅広い料金プランなども十分議論に盛り込んでほしい。
- 競争を促進していく中で生じた個別事案の課題についても、可能な範囲で抽象化して事例として挙げていただきたい。
- エネルギーの消費割合は地域間で大きく差がでているなか、電気、都市ガス、ＬＰ、灯油といったエネルギー種別にカーボンニュートラル推進のための補助金や税金を燃料種別に措置すると、地域間の差から消費者に不公平感が出てくる可能性があるのでは。

（保安）

- 2021年の検証においては、保安に対する検証があまり十分にされてきていなかったのでは。自由化が保安にどういう影響をもたらしているのか。
- 今後、導管の新設や改修時に水素を流すことに耐え得る導管も検討すべき。
- 法的分離の成果や寄与度について検証すべき。適切なインフラの維持や保安への投資、保安リスクの計上について逆効果は起きていないのか。

【参考】第１回WGにおける委員からの主な御意見

（カーボンニュートラル）

- 合成メタンのＣＯ２の排出量のトラッキングや管理、合成メタンの環境価値をどうやって定量化していくのか。
- 合成メタンも重要だと思うが、石炭から天然ガスへの転換をまず進めていくべき。地方の製造業に燃料転換の可能性が眠っていると思うので、大手と地方事業者が協力しながら可能性を図っていく制度の在り方の検討が重要。
- カーボンニュートラルついては、エネルギーの効率向上や省エネを措置した上で、再エネの利用、燃料転換、そして排出してしまった炭素の除去があると理解。事業者側が将来ビジョンを絞り込むことができるような議論を慎重に進めていくべき。
- バイオマスのような貴重な資源というのを電気に換えて使うべきなのか、都市ガスとして使うべきなのか、エネ庁全体で考えるべき。

（事業の在り方（地方等））

- 多角化の議論もガス産業としては重要ではあるが、ガスは公益事業なので、ガス事業を第一義とする制約は置く必要がある。
- 競争促進だけではカーボンニュートラルや地方政策の足かせになり得る。共同化や連携がキーワードであるが、競争を損なうことのない仕組みは構築可能。
- 将来的に都市ガスの市場が縮小していく、場合によっては消滅してしまいうる地域もあると思われるので、ガスの市場が縮小・消滅してもいいのかも含めて検証すべき。

（検証の進め方）

- ガスの業界に係る新規参入者、規模の異なるガス事業者、ガス・石油の上流・中流事業者から 2050 年に向けたガス業界のあるべき姿、直面している足元の課題の他、電力協会のＬＮＧ調達のバイヤーや、資本市場からの意見も聞くべき。
- 今回の検証にあたり、事務局で意見受付窓口の設置を検討すべき。

ガスシステム改革の検証に関する意見募集の実施

●ガスシステム改革の検証について、多様な観点から包括的な検証を行うため、ガス事業者をはじめとする関係者の皆様から幅広く御意見を伺うための意見募集を実施する。

１．意見募集対象

①小売全面自由化
②需要家保安に係る責任の在り方
③卸取引に係る環境整備
④ガス導管事業に係る事業環境整備
⑤導管部門の更なる中立性確保
⑥都市ガスのカーボンニュートラル
⑦地方都市ガス事業
⑧コミュニティガス事業
⑨その他

２．意見募集期間

令和７年１０月７日～令和７年１１月６日

※その他、意見募集に係る方法等については、資料４を参照

2025年度
第3回業務委員会
資料№1-5

ガスシステム改革の検証に係る意見募集の御案内について（案）

２０２５年１０月
資源エネルギー庁

ガス事業環境整備ワーキンググループにおいては、ガス小売全面自由化や大手ガス事業者によるガス導管部門の法的分離など、ガスシステム改革の一連の工程が完了したことも踏まえ、ガスシステム改革全体に渡る検証を進めております。

この検証を進めるにあたり、多様な観点から包括的な検証を行うことが重要であるため、以下の要領にて、ガス事業者をはじめ、皆様から広く意見を募集いたします。

１．意見募集対象

①小売全面自由化
②需要家保安に係る責任の在り方
③卸取引に係る環境整備
④ガス導管事業に係る事業環境整備
⑤導管部門の更なる中立性確保
⑥都市ガスのカーボンニュートラル
⑦地方都市ガス事業
⑧コミュニティガス事業
⑨その他

２．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和７年１０月７日（火）～令和７年１１月６日（木）

３．意見提出先・提出方法

意見提出用紙の様式に沿って、御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記メールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス：bzl-gas-shingikai◇meti.go.jp

（◇を@としていただきますようお願いいたします。電子メールの件名を「ガスシステム改革の検証に対する意見」として下さい。）

４．その他

- 皆様から頂いた御意見につきましては、今後の議論の参考とさせていただきます 。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

- 頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを予め御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

- 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合や、今後個別にヒアリングを実施する場合等の連絡・確認といった、意見募集及びヒアリングに関する業務にのみ利用させていただきます。

- これまでの議論については、以下のページをご参照ください。
 ガス事業環境整備ワーキンググループ
 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/gas_business_wg/index.html

 ガス事業制度検討ワーキンググループ
 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/gas_jigyo_wg/index.html

 ガスシステム改革小委員会
 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/gas_system/index.html

※ 本意見募集は、ガスシステム改革の検証を行う過程で実施するものであるため、行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なるものです。

（本資料のお問い合わせ先）
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部　ガス市場整備室
担当者：白石、谷本、石塚、東野
電 話:03-3501-2963（内線 4751）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部　ガス市場整備室
ガスシステム改革検証担当　宛

ガスシステム改革の検証に対する意見

対象施策（※）	
意見内容	
理由	
氏名	
住所	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(※) 以下から選択。①～⑧のいずれにも該当しない場合は、⑨その他としたうえで、どういった施策に関する意見か明示してください。
①小売全面自由化、②需要家保安に係る責任の在り方、③卸取引に係る環境整備
④ガス導管事業に係る事業環境整備、⑤導管部門の更なる中立性確保
⑥都市ガスのカーボンニュートラル、⑦地方都市ガス事業、⑧コミュニティガス事業、⑨その他

＜注意事項＞
本意見募集は、ガスシステム改革の検証を行う過程で実施するものであるため、行政手続法に基づくパブリックコメントとは異なるものです。

2025年度
第3回業務委員会
資料№2-1

rDME 混合 LP ガスの実用化検討WG資料概要

経済産業省の補助事業申請と採択状況

2025 年度のエネルギー需給構造高度化に向けた補助事業が申請され、採択された。

- 補助事業名は「令和 7 年度 エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費補助金標準開発フィージビリティ・スタディ（FS）調査補助事業」。
- 補助金予算は総額 2,000 万円で、補助率は補助対象経費の 2/3 以内。
- 申請は 7 月 22 日、採択は 8 月 12 日で、交付決定日は 10 月上旬の見込み。

rDME 混合 LP ガスの実用化に向けた推進体制

rDME 混合 LP ガスの実用化に向けた作業部会の構成とスケジュールが示されている。

- 燃焼試験、安全性・混合割合上限値の設定を行う品質検討部会が設置されている。
- 環境評価部会では rDME の炭素強度（CI 値）の算出を行う。
- 2025 年度から 2029 年度にかけて、各種試験や規格改定が計画されている。

燃焼試験の目的と概要

家庭用ガス機器での rDME 混合燃料の燃焼試験を実施し、安全性を確認する。

- プロパンと DME を混合した燃料を使用し、安全に燃焼可能な DME 濃度の範囲を探索する。
- 試験は家庭用ガスコンロと瞬間湯沸器で行い、最初はプロパン 85%、DME15%で実施。
- 試験項目には燃焼状態や安全装置の確認が含まれる。

CI 値算定の目的と作業概要

rDME 混合 LP ガスの炭素強度（CI 値）を算定し、低炭素化効果を検証する。

- rDME の混合割合に基づき、サプライチェーンにおける単位当たり炭素排出量を算定する。
- 既存の LP ガスの CI 値も見直し、両者を比較することで低炭素化効果を検証する。
- 成果物として、rDME の CI 値算定結果や化石燃料由来の LPG の CI 値更新作業が含まれる。

WG 全体の活動内容とスケジュール

WG は燃焼試験や CI 値算定の妥当性を検証し、国際標準化に向けた情報交換を行う。

- WG は 10 月、12 月、2～3 月に開催され、必要なデータを随時収集する。
- WLGA との渉外活動を通じて、海外の rDME 開発動向を把握する。
- 第 10 回グリーン LP ガス推進官民検討会での報告が予定されている。

以上

2025年度
第3回業務委員会
資料№2-2

rDME混合LPガスの実用化検討WG
第2回会議　資料

2025年10月2日

日本LPガス協会

1

目次

1．経済産業省　補助事業申請･採択について

2．各作業内容と今後のスケジュールについて
（１）燃焼試験（委託先：日本ガス機器検査協会）
（２）CI値算定（委託先：Booost株式会社）
（３）WG全体

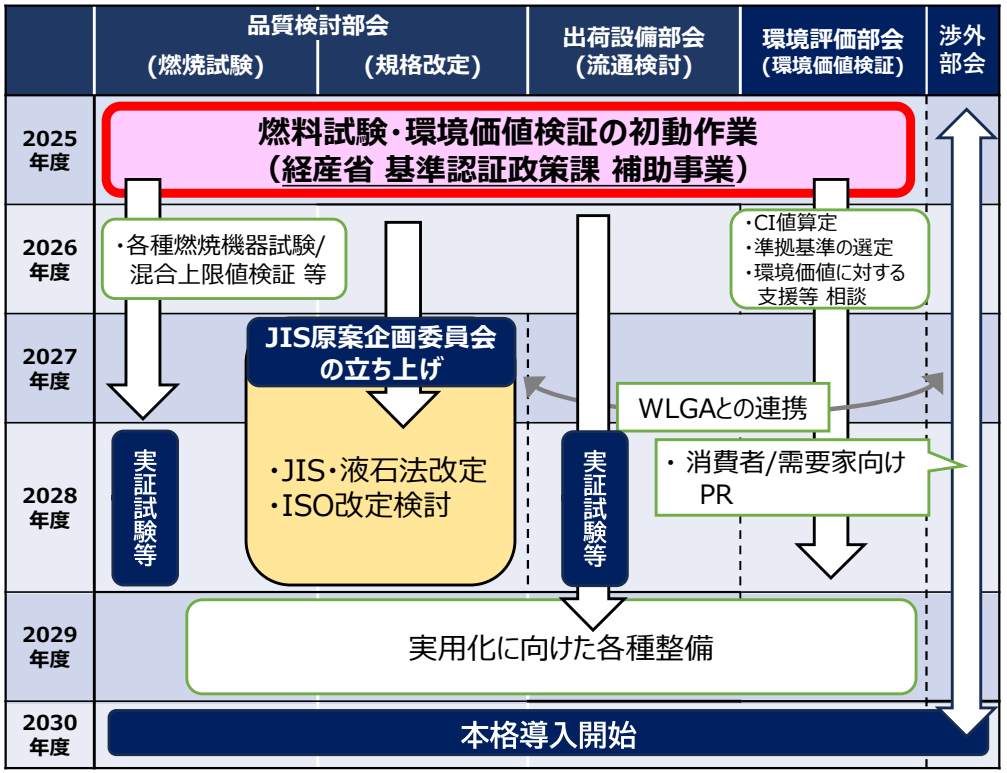
３．第９回　グリーンLPガス推進官民検討会について

1.rDME混合LPガスの実用化検討WG　推進体制及びスケジュール

【WG推進体制】

座長	作業部会名	作業内容
大阪大学大学院 工学研究科 赤松史光 教授	品質検討部会	家庭用コンロ・工業用ボイラ等による燃焼試験の実施、安全性・混合割合上限値の設定
		ゴム配管の膨潤対策等、安全対策の確認及び安全基準の策定
		JIS・液石法改定 / ISO改定検討
		家庭向け・工業向け等の実証試験
	出荷設備部会	出荷基地・設備面での課題検討
		混合設備の設定及び混合・供給プロセスの設計
		コミュニティガス等での流通・配送面の実証試験
	環境評価部会	国際基準に基づいたrDMEの炭素強度（CI値）の算出
		準拠する環境基準の選定
		環境価値に対応した支援制度の相談・導入
	渉外部会	世界リキッドガス協会との連携
		消費者・ユーザー向けPRの実施

【WGスケジュール(案)】



3

1.経済産業省　補助事業申請・採択について（１）

■補助事業概要

・名称：　**「令和7年度　エネルギー需給構造高度化基準認証推進事業費補助金**
標準開発フィージビリティ・スタディ（FS）調査補助事業」（エネルギー対策特別会計）

・担当部課：経済産業省　イノベーション・環境局　基準認証政策課

・概要：　補助事業者における省エネルギー化等に資する標準化戦略活動やそれらを通じた市場創出等の促進を目的に、自身が関係する製品やサービス等に関して具体的なISO又はIEC等のデジュール規格(※)開発に着手できる前の段階にあって、その規格開発への着手に向けて、関係する国内外の市場調査等の標準化活動に必要な事業
（※)デジュール規格：公的機関や標準化機関が定められた手続きや法制度に則って策定した標準規格

・補助金予算・補助率：補助金予算：総額2,000万円、補助率：補助対象経費の2/3以内

・事業期間：交付決定日から2026年2月27日

■申請・採択

・申請：7月22日　※日協が事業主体、日本ガス機器検査協会（JIA）及びBooost社に一部委託

・**採択：8月12日**

→　**現在所管部署へ交付申請中。交付決定日は10月上旬の見込み**

1.経済産業省　補助事業申請･採択について（２）

（様式３）

rDME混合低炭素LPガスの製品規格に関する国際標準化のための調査

日本LPガス協会

【概要】

LPガスは国内外で広く利用される重要なエネルギーだが、低炭素化が課題となる。本事業では、既存LPガス機器・インフラを活用し、バイオ由来のジメチルエーテルであるrDMEを混合した低炭素LPガスの実用化を目指す。主要ガス機器での燃焼試験により安全なrDME混合率の上限値を特定し、サプライチェーン全体の炭素強度(CI値)を算定することで、低炭素LPガスの製品規格（品質規格）の国際標準化（ISOおよびJIS）に向けた技術的根拠を確立する。

【技術等詳細及び社会的意義】

本事業は、現行LPガス機器で利用可能なrDME混合LPガスの製品規格国際標準化を目指す。家庭用ガスコンロ・給湯器の燃焼試験で安全なrDME混合率上限値を検証し、サプライチェーン全体での環境負荷低減効果を定量的に算定する。

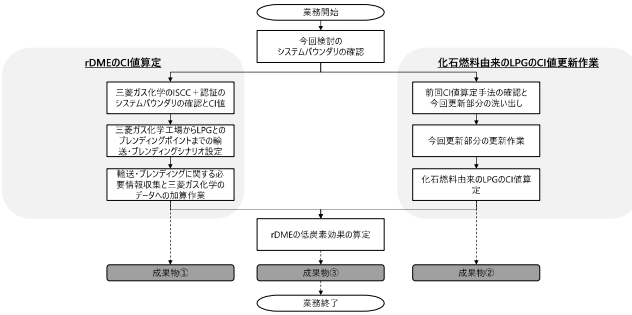
当標準化活動は、以下の社会的意義と効果をもたらす。

- 世界的な低炭素化への貢献：バイオ由来rDME混合により、化石燃料由来LPガス使用量を削減し、温室効果ガス排出量低減に貢献
- 安定供給可能な低炭素エネルギーの実現：既存LPガス供給体制・備蓄体制を活用し、低炭素かつ安定供給可能なエネルギー源の規格を確立
- 既存機器・インフラ利用による社会的追加コストの削減：新たな設備投資を最小限に抑え、社会全体のカーボンニュートラル移行コストを削減
- rDME市場の創出とコストダウン：rDME混合LPガス市場を創出し、rDMEの量産化とコストダウンを促進（将来のグリーンLPガス普及にも波及）
- 日本発の標準化による国際競争力向上：日本が低炭素LPガスの国際標準化活動において主導的役割を果たすことで、国際競争力強化を実現

＜１＞
燃焼試験による
rDME混合低炭素
LPガスの規格検討
フロー



＜２＞
rDME混合LPガスのサプライチェーン全体での
炭素強度（CI値）の算定、低炭素化効果の検証
フロー



【対象となる規格の分類】

※デジュール標準を目指す場合は、以下の該当項目に○をつけてください。分類の詳細は（参考）をご覧ください。複数可。

1．基本規格　2．用語規格　3．試験方法規格
④．製品規格　5．プロセス規格

【標準化する項目】（案）

（１）rDME混合低炭素LPガスの燃焼性評価方法
（２）rDME混合低炭素LPガスの排気ガス安全性評価方法
（３）rDME混合低炭素LPガスの炭素強度(CI値)算定方法
（４）DME混合低炭素LPガスの製品（品質）規格
（混合率上限値、その他品質要件）

2.作業内容と下期スケジュールについて　（１）燃焼試験

※燃焼試験関連については「一般財団法人　日本ガス機器検査協会」に委託して実施する

1．目的

プロパンにジメチルエーテル（DME）を混合した燃料（以下「混合燃料」と略）を家庭用ガス機器で燃焼させ、**安全に燃焼可能なDME濃度の範囲の探索及び燃焼時の問題点や課題を確認**することを目的とする。
なお、実際に混合するDMEは再生可能資源から製造されたDME（renewable DME, rDME）であるが、現時点で入手できないため、**本試験ではその代替として現在市場に流通している製品DMEを使用**する。

2．試験の概要

プロパン及びDMEを充填した容器の気相から採取したガスを混合器により既定の割合で混合し、家庭用ガスコンロ及び瞬間湯沸器で燃焼させ、下記4．に記載する試験項目について確認を行う。**試験用ガスの組成は3水準**とし、過去の試験結果を参考に、**最初にプロパン85%、DME15%で試験を実施**し、その結果に応じてDMEの濃度を変更して試験を行う。

3．ガス機器

①家庭用ガスグリル付きコンロ（組込型三口）2機種
②家庭用ガス瞬間湯沸器（屋外式、潜熱回収型）1機種

本試験に供するガス機器の選定は、日本ガス石油機器工業会が行う。

4．試験項目

混合燃料を家庭用ガス機器に使用した場合、燃焼性能に影響を与える可能性がある項目を選定した。試験は、JIS S 2093:2019 家庭用ガス燃焼機器の試験方法、JIS S 2103:2019 家庭用ガス調理機器及びJIS S 2109:2019 家庭用ガス温水機器に定められた方法により実施する。

2.作業内容と下期スケジュールについて　（１）燃焼試験

4. 試験項目

① ガスグリル付こんろ試験項目（JIS S 2103:2019 表5）
- 燃焼状態（無風状態）※
- 電気点火
- 安全装置（立消え安全装置及び調理油過熱防止装置）

② ガス瞬間湯沸器試験項目（JIS S 2109:2019 表12）
- 燃焼状態（無風状態及び有風状態）※
- 電気点火（無風状態）
- 安全装置（立消え安全装置）

※JIS S 2093:2019 、JIS S 2103:2019 及びJIS S 2109:2019によるCO及びCO2の測定を含む

5. 試験実施者及び試験実施場所

(一財)日本ガス機器検査協会　大阪事業所（大阪府大阪市淀川区三津屋北2-22-62）

6. スケジュール

作業項目	作業内容	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備	設備・機器選定、購入、検収							
試験	燃焼試験							
分析・とりまとめ	報告書の作成・確認							
ＷＧ報告								

DME混合割合の決定、実際の燃焼試験項目等の詳細とスケジュール等調整については、品質検討部会にて検討、決定した上で実施する。

2.作業内容と下期スケジュールについて　（2）CI値算定

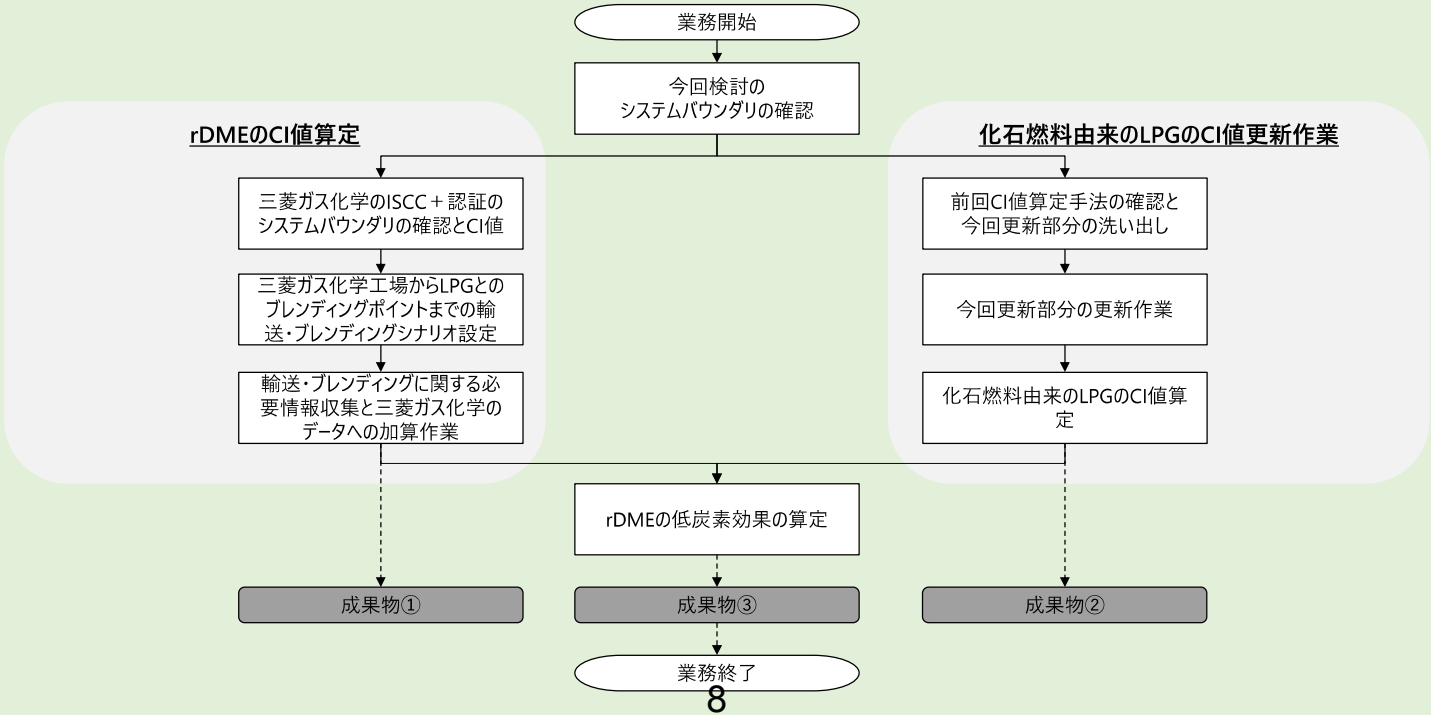
※CI値算定関連については「Booost株式会社」に委託して実施する

1．目的

・別途、日本LPガス協会が実施する、安全性が担保できるrDMEの混合割合の最大値に基づき、サプライチェーンにおける単位当たり炭素排出量（炭素強度）を算定する（低炭素LPG）。
・また、以前に日本LPガス協会が算定したLPガスのLCAベースの排出量を見直し、既存の100％LPガスも同様に炭素強度を算定する。
・最後に、両者を比較することで、最大混合ガスの低炭素化効果を検証する。

2．作業の概要

rDMEのCI値算定（三菱ガス化学データへ輸送・ブレンディング作業の排出量の加算）と、化石燃料由来CI値の更新作業の二つを想定する。



2.作業内容と下期スケジュールについて　（2）CI値算定

3．成果物イメージ

・3種類の成果物（計算結果）を想定する。
・上記3種類の計算結果を含む、報告書を作成する。

成果物①

- rDMEのCI値算定のCradle-to-Grave（燃焼まで）の算定結果
- rDMEのCradle-to-Gateは三菱ガス化学の算定結果を活用

成果物②

- 化石燃料由来のLPGのCI値更新作業（輸入元国構成の見直し、LPGタンカーの燃費データが取れる場合は更新、その他、必要に応じて実施）

成果物③

- rDMEのCO2排出量削減はCradle-to-Graveで効果が期待できるため、CI値ベースで比較を実施。

→ 報告書

4．スケジュール

1月に燃焼試験データ取り込み

作業項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
準備・情報収集							
rDME CI値算定							
化石由来LPガス CI値算定（更新）							
分析・とりまとめ							
ＷＧ報告							

2.作業内容と下期スケジュールについて　（3）WG全体

1．WGとしての活動内容

・燃焼試験、CI値の算定・低炭素化効果の検証作業における試験方法・算定方法の妥当性検証、結果の評価を行う
・燃焼試験やCI値の算定に必要なデータの開示依頼、収集を行う
・世界リキッドガス協会（WLGA）等との渉外活動を通じた、海外でのrDME開発動向の把握、rDME混合低炭素LPガスの国際標準化に関する情報交換を行う

2．スケジュール

・WGは10月（本日）、12月、2～3月（官民検前）の３回開催する
・必要なデータについては随時収集を行う
・WLGAとは9月の定時大会（リオデジャネイロ）の他、オンラインによる情報共有等を定期的に実施する
・全体を取りまとめ、第10回グリーンLPガス推進官民検討会で報告を行う

作業項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
rDME 検討WG開催							
必要データ収集	←		随時			→	
海外渉外活動	◎ WLGA ブラジル	○ オンライン	○ オンライン	○ オンライン	○ オンライン	○ オンライン	○ オンライン
全体とりまとめ・報告							

3.第９回　グリーンLPガス推進官民検討会について

■グリーンLPガス推進官民検討会（第９回）　議事次第（案）

日時　：　令和７年１０月２１日（火）　１３：３０～１５：３０
場所　：　TKP 新橋カンファレンスセンター　１２F（ホール１２E）
議事　：　以下の通り

13:30　開　会

13:30～13:35　　橘川座長　ご挨拶
13:35～13:40　　経済産業省　資源・燃料部　和久田部長　ご挨拶

13:40～15:00　発　表

13:40～13:55　　事務局：LPガスのCN化に向けたロードマップ（更新版）

＜質疑応答＞

13:55～14:15　　事務局：グリーンLPガス開発プロジェクト　進捗状況

＜質疑応答＞

14:15～15:00　　事務局：官民検討会設置WGでの経過報告
（１）rDME混合LPガスの実用化検討WG　→当資料のサマリーを報告予定
（２）高効率機器等普及促進に向けたWG
（３）カーボンクレジット活用検討WG

＜質疑応答＞

15:00～15:25　全体質疑応答

15:25～15:30　第9回官民検討会総括、第10回の会議予定 等

以 上

2025年度
第3回業務委員会
資料№3

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意（概要）

令和７年７月25日
内閣官房
米国の関税措置に関する総合対策本部事務局

米国の関税措置に関する日米協議：日米間の合意(米国時間7/22)(概要)

令和７年７月２５日
内閣官房関税事務局

（米国の関税措置の見直し）

- **相互関税**　追加関税25%（8月1日以降）　→**15%（含：MFN税率）（注）**
 （注）MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税**　追加関税25%　→**15%（含：MFN税率）（注）**
 （注）自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税**　仮に分野別関税が課される場合も**日本を他国に劣後する形で扱わない**

（経済安全保障面での協力）

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等（注）について、**日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
 （注）半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI／量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、１：９とする。

（貿易の拡大）

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - ＭＡ米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

（非関税措置の見直し）

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車（CEV）導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

（参考）石破総理大臣のぶら下がり会見（2025年7月23日）（抜粋）

- まさに、**関税より投資**。２月のホワイトハウスにおける首脳会談で私がトランプ大統領に提案して以来、一貫して米国に対し主張し、働きかけを強力に続けてきた結果であります。**守るべきものは守った上で、日米両国の国益に一致する形での合意**を目指してまいりました。今回、**トランプ大統領との間で、まさにそのような合意が実現**するということになったものと考えております。

- 今回の合意による、品目ごとの関税率につきましては、対米輸出品目がたくさんございますので、品目ごとの関税率については、**全国約１０００カ所の特別相談窓口で、丁寧にお答えができるように速やかに措置**をいたします。そのような指示を出したところであります。**中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り等への支援**につきましても、丁寧にご相談に応じてまいるという方針でございます。

- **緊密な日米関係は、日米両国のみならず、インド太平洋及び国際社会全体の安定と繁栄に不可欠**なものあります。**私とトランプ大統領との間**で、**今般の合意の実施**に努めるとともに、経済のみならず、**あらゆる分野での日米関係を更に発展**させ、**自由で開かれたインド太平洋の実現**に向けて、更に取り組んでまいります。

日米間の合意に関する米側の発信

➢ **米国政府ファクトシート**（米国時間7月23日）（抜粋）

長期的な経済パートナーシップの確立：

この合意は、**米国と日本の強固で永続的な関係を反映し、両国の相互利益を促進する**。

この合意は、経済安全保障及び国家安全保障、エネルギーの信頼性、そして相互貿易において連携することで、共通の繁栄、産業の強靭性、そして技術的リーダーシップの基盤を確立する。

経 済 産 業 省

公　　印　　省　　略
２０２５０９２５電委第２号
令和７年１０月２日

ガス小売事業者　各位

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

ガス小売事業者による営業方法等について
（注意喚起）

今般、以下の事象を確認しましたので注意喚起をいたします。

１．契約更新時の説明義務及び書面交付義務について

ガス小売事業者等には、自動更新の場合を含め、更新前の説明義務及び更新前後の書面交付義務が課されています（ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第１４条第１項、同条第２項、第１５条第１項）。更新前の説明及び更新前後の書面交付は、契約締結時に自動更新である旨の説明及び書面交付がされている場合でも必要です。

また、需要家からの承諾があれば、当該説明義務における説明事項及び更新前の書面交付義務における交付書面の記載事項は更新後の契約期間のみに、更新後の書面交付義務における交付書面の記載事項をガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所、契約更新年月日、更新後の契約期間、並びに供給地点特定番号のみに限定することができます（ガス事業法施行規則（昭和４５年通商産業省令第９７号）第１３条第２項、同条第８項、第１４条第３項）が、需要家からの承諾なく説明事項又は書面の記載事項を省略することはできません。

さらに、需要家からの承諾があれば更新前の書面交付も省略可能ですが（ガス事業法施行規則第１３条第５項第２号）、その場合でも更新前の説明及び更新後の書面交付は必要です。

一部の小売電気事業者において、上記の法令の理解が不十分であったために書面交付義務に違反していたことが確認されていますので、ガス小売事業者に

おいてもご注意ください。

２．その他、書面交付義務全般について

その他、書面の自動発送システム等における要件定義段階の不備や、システム改修に伴って予期せぬ不具合が生じ、書面交付義務が適切に果たせなかった事象の報告も受けています。

３．　料金に関する説明方法について

一部のガス小売事業者において、営業時に料金シミュレーションを提示する際、比較対象のガス料金と異なる時点の原料費調整額を適用して比較する（比較条件が揃っていない）ことで安価に見せる等、優位性が実際よりも大きくなる不適切な記載をしていたことが確認されました。これらはいずれも、需要家の誤認に基づく選択を招きかねず、また、事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあるため、 需要家の誤解を招く情報提供として問題となりえます。

ガス小売事業者におかれては、上記のような不適切な営業活動等を行っていないか、今一度、確認をお願いします。法令違反等の事実が確認されましたら、当課に報告してください。

以　上

【連絡先】
責任者：電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　栗谷
担当者：三鍋・嶋田
メール：bzl-torihikikanshi-ct@meti.go.jp

2025年度
第3回業務委員会
資料№5

2025年9月30日

経過措置指定団地の2025年9月解除及び12月・2026年3月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2025年7月	2025年9月1日	2025年9月1日見込（2025年7月生産動態統計BASE）			2025年12月1日	2025年12月1日見込（2025年7月生産動態統計BASE）			2026年3月1日	2026年3月1日見込（2025年7月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−1 0.5%	*0* 0 0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 341 5.2%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−35 17.8%	*0* 0 0 0.0%	*1* 572 8.8%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 0 0 0.0%	*1* 572 8.8%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 0 1 3.7%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−98 49.7%	*1* 0 1 11.1%	*43* 1,600 24.7%	*20.4%* 409 57.4%	2,009 28.0%	*0* 0 0 0.0%	*43* 1,600 24.7%	*20.4%* 409 57.8%	2,009 28.0%	*8* 12 20 74.1%	*39* 1,620 24.9%	*19.4%* 389 57.1%	2,009 28.0%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.5%	*0* 0 1 11.1%	*20* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.1%	657 9.1%	*0* 0 0 0.0%	*20* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.2%	657 9.1%	*0* 3 0 0.0%	*17* 578 8.9%	*12.0%* 79 11.6%	657 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−23 11.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 269 4.2%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%	*0* 0 0 0.0%	*0* 269 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	269 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−57 28.9%	*1* 0 7 77.8%	*9* 831 12.8%	*13.6%* 131 18.4%	962 13.4%	*0* 0 4 100.0%	*9* 835 12.9%	*13.2%* 127 17.9%	962 13.4%	*1* 2 4 14.8%	*8* 839 12.9%	*12.8%* 123 18.1%	962 13.4%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−45 22.8%	*0* 0 0 0.0%	*2* 572 8.8%	*2.6%* 15 2.1%	587 8.2%	*0* 0 0 0.0%	*2* 572 8.8%	*2.6%* 15 2.1%	587 8.2%	*0* 2 1 3.7%	*0* 573 8.8%	*2.4%* 14 2.1%	587 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	3 −1.5%	*0* 0 0 0.0%	*1* 343 5.3%	*3.7%* 13 1.8%	356 5.0%	*0* 1 0 0.0%	*0* 343 5.3%	*3.7%* 13 1.8%	356 5.0%	*1* 0 1 3.7%	*1* 344 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	356 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	25 −12.7%	*0* 0 0 0.0%	*3* 1,149 17.8%	*3.8%* 45 6.3%	1,194 16.6%	*0* 0 0 0.0%	*3* 1,149 17.7%	*3.8%* 45 6.4%	1,194 16.6%	*0* 1 0 0.0%	*2* 1,149 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,194 16.6%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	35 −17.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 216 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%	*0* 0 0 0.0%	*0* 216 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%	*0* 0 0 0.0%	*0* 216 3.3%	*0.5%* 1 0.1%	217 3.0%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.7%> −197 100.0%	*2* 0 9 100.0%	*79* 6,471 100.0%	*9.9%* 712 100.0%	7,183 100.0%	*0* 1 4 100.0%	*78* 6,475 100.0%	*9.9%* 708 100.0%	7,183 100.0%	*10* 20 27 100.0%	*68* 6,502 100.0%	*9.5%* 681 100.0%	7,183 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

***赤数字*は特別な事後監視解除数（見込）**

【出典：生産動態統計 ほか】

2025年度
第3回業務委員会
資料№6

News Release

電力・ガス取引監視等委員会

令　和　7　年　7　月　7　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和6年度第4四半期）

（趣旨）
ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することと整理されています。
この整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、四半期毎に「特別な事後監視」を行っており、今般、令和7年1月から3月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者:　3事業者　3供給区域
- 旧簡易ガス事業者:　63事業者　110供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

上記(1)の対象事業者から、令和7年1月から3月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

2. 調査結果

本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　栗谷
総合監査室長　高橋
担当者：小松、佐藤
電　話：03-3501-1552（直通）

こころにポッ！ コミュニティーガス

チャレンジ ゼロ カ ボン！

グリーンLPガスで地球を守ろう

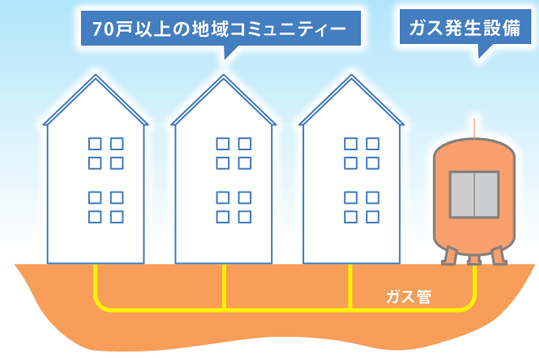
災害時にも強い!!!



コミュニティーガスは、脱炭素社会に貢献します。

ご家庭での省エネルギーは、燃料費の削減は勿論、脱炭素にもつながります。
省エネルギー機器（エコジョーズ、ハイブリッド給湯器、エネファーム等）の設置に関するご相談は、皆様のガス会社にお問い合わせください。

コミュニティーガス事業とは旧簡易ガス事業のことです。70戸以上の団地や集合住宅にお住いのお客様がお使いになっているＬＰガスを導管で供給する事業です。



一般社団法人 日本コミュニティーガス協会　https://www.jcga-page.or.jp/

2025年度
第3回業務委員会
資料№8

2025 年 10 月 9 日

コミュニティーガス価格調査実施（案）の件

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 経緯
 - 2025 年 8 月 27 日「総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　次世代電力･ガス事業基盤構築小委員会　第1回ガス事業環境整備ワーキンググループ」が開催された。このWGではガスシステム改革全体にわたる検証を行うとしており、「簡易ガス事業に係る制度」も報告すべき主な項目とポイントに掲げられている。
 - 検証項目として、●改正法の施行の状況　●エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況　●需給状況　●小売料金水準　●その他のガス事業を取り巻く状況が掲げられている。
 - したがって、WGのテーマとして、コミュニティーガス料金の水準もテーマとなり得るが、コミュニティーガス料金の水準は 2017 年 3 月末を最後として、公式のデータは存在しない。
 - 改正ガス事業法施行により、コミュニティーガス団地の多くが自由化され、現在では料金規制経過措置団地が全体の 1 割を下回る状況となっている。この結果、コミュニティーガス料金はそれなりにレベルアップしていると思われるが、その程度は不明である。
 - 2027 年 3 月末までに行われるガス事業環境整備WGの検証に間に合うように、コミュニティーガス料金の調査を行いたい。

2. 実施方法
 - アンケート用紙のデータ化･整理･局別平均値の算出･データの保管等を石油情報センターに依頼する。
 - 協会名で対象事業者に調査の趣旨を記載したメモとアンケート用紙・石油情報センター宛返信用封筒を送付する。
 - 石油情報センターからは局別の平均値のみを受領する。協会として事業者別にデータを確認することはない。

3. 実施期間
 - 2025 年 3 月度データ　アンケートの発送回収　2026 年 1 月～3 月
 アンケートの集計報告　2026 年 4 月～6 月
 - 2026 年 3 月度データ　アンケートの発送回収　2026 年 4 月～6 月
 アンケートの集計報告　2026 年 7 月～9 月

4. 費用

- 全会員に 3 月度のコミュニティーガス「販売数量」と「販売金額」を回答して頂く場合　1 回につき　約 1,527 千円
- 局ごとに指定した 30 団地（計 300 団地）につき 3 月度のコミュニティーガス「販売数量」と「販売金額」を回答して頂く場合　1 回につき　約 1,038 千円
- 今のところ、2 年度分の調査を予定しているが、回収率等を考慮し、1 回で中止することも検討する。
- 一方、定例化すれば、集計作業かマニュアル化され費用の低減が期待される。2 回目以降はアンケートの発送作業も依頼可能になると思われる。

5. 調査会社の選定経緯

- 石油価格、ＬＰガス価格、オートガス価格等を調査している石油情報センターに調査委託の可能性を確認したところ、事業計画・人員・外注計画等を年度ごとに策定しているため本年度の調査実施は不可と回答された。とはいえ民間からの調査委託受け付けており、次年度以降であれば受託可能とのことであった。その後の交渉により、年度内はアンケート収集のみを行い、2026 年度に集計作業を行うことで快諾を得た。
- 石油情報センターは（一般財団法人）エネルギー経済研究所の付属機関として、資源エネルギー庁の委託を受け石油価格等の調査を行っている。経産省ＯＢがセンター長を務めており、データの集計・保管等につき信頼がおけると考える。

以上

8．料金水準の推移

(100.4652MJ／㎥)
(各年度3月末)

年度 / 料金水準	平成26		27		28	
	地点群	構成比(%)	地点群	構成比(%)	地点群	構成比(%)
181円／㎥未満	10	0.1	12	0.2	11	0.1
181 ～ 201未満	8	0.1	8	0.1	8	0.1
201 ～ 221未満	6	0.1	6	0.1	6	0.1
221 ～ 241未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
241 ～ 261未満	6	0.1	5	0.1	5	0.1
261 ～ 281未満	10	0.1	12	0.2	14	0.2
281 ～ 301未満	21	0.3	23	0.3	22	0.3
301 ～ 321未満	52	0.7	63	0.8	61	0.8
321 ～ 341未満	96	1.3	95	1.3	94	1.3
341 ～ 361未満	184	2.5	216	2.9	214	2.9
361 ～ 381未満	295	3.9	290	3.9	285	3.9
381 ～ 401未満	484	6.5	475	6.4	465	6.3
401 ～ 421未満	532	7.1	560	7.5	551	7.5
421 ～ 441未満	808	10.8	809	10.9	796	10.8
441 ～ 461未満	871	11.6	876	11.8	862	11.7
461 ～ 481未満	888	11.9	908	12.2	910	12.4
481 ～ 501未満	821	11.0	798	10.7	789	10.7
501 ～ 521未満	641	8.6	603	8.1	597	8.1
521 ～ 541未満	425	5.7	431	5.8	433	5.9
541 ～ 561未満	334	4.5	297	4.0	295	4.0
561 ～ 581未満	210	2.8	181	2.4	180	2.4
581 ～ 601未満	155	2.1	144	1.9	144	2.0
601 ～ 621未満	113	1.5	116	1.6	117	1.6
621 ～ 641未満	91	1.2	85	1.1	82	1.1
641 ～ 661未満	57	0.8	56	0.8	59	0.8
661 ～ 681未満	47	0.6	40	0.5	40	0.5
681 ～ 701未満	39	0.5	48	0.6	48	0.7
701 以上	279	3.7	272	3.7	273	3.7
合　計	7,483	100.0	7,429	100.0	7,361	100.0
平均料金水準	480円／㎥		481円／㎥		482円／㎥	

2025年度
第3回業務委員会
資料№8-2

9．経済産業局別料金水準

(100.4652MJ／㎥)
(平成29年3月末)

局名	平均料金水準（円／㎥）
北海道	674.12
東北	446.84
関東	440.26
中部	456.10
北陸	519.29
近畿	511.53
中国	481.28
四国	491.48
九州	481.96
沖縄	558.75
全国	481.62

2025年度
第3回業務委員会
資料№9-1

Rev.1　2025 年 10 月 9 日

Ｊ－クレジットに関する資料作成の外部委託について

（一社）日本コミュニティーガス協会

1. 経緯
 - 2025年事業計画において「コミュニティーガス団地における省エネ活動を、地域や事業者のカーボンオフセットに利用する方策があるか調査する。」としており、Ｊ－クレジット（以下、Ｊクレ）に関し、インターネット上の公開情報を確認した（【資料】参照）。Ｊクレの登録状況は、コージェネレーション（エネファーム）に関する登録は20余り確認したが、エコジョーズ等を対象としたものは６社７件に留まっている。
 - ＬＰガスのカーボンオフセットガスの供給開始については、たびたび業界紙をにぎわせているが、ＬＰガス業界での排出量削減によるＪ－クレについての報道は少ない。
 - そのような状況の時に、デロイトトーマツ（デ社）から東京都カーボンクレジットマーケット登録推進についてヒアリングしたいとの申し出があった。
 - デ社のヒアリングに応じるとともに、協会の要望を伝えたところ、デ社から資料作成依頼受託可能との申し出があった。

2. 作成依頼する資料の概要
 - 会員事業者のＪクレに関する理解を深め、その収集・利用を積極的に考えられるよう提案する。
 - 新盛を容易にする方法と最低限必要なロットを事例で示し、コミュニティーガス事業者の優位性を示す。
 - 会員事業者が収集したＪクレは勿論、ＬＰガス元売り等から仕入れたカーボンオフセットガスの効果的な利用法と経済性を紹介する。

3. 調査期限と費用
 - 2026 年３月に開催される協会理事会で専務理事から説明できるようＰＰＴ・資料等を用意する。
 - 費用は交渉中。

以上

【資料】現在Ｊ－クレジットに登録されているガス関連のプロジェクト

2025年度
第3回業務委員会
資料№9-2

燃料の転換・高効率給湯器への転換

ＰＪ番号	登録申請日	運営管理者・法人番号	実施地域	クレジット取得予定者	ＰＪ概要	認証期間の開始日
P143	2023/02/08	北海道ガス株式会社 5430001021815	北海道	北海道ガス株式会社 5430001021815	家庭および事業所ボイラーの導入	2023/2/8
P166	2023/02/08	岩谷産業株式会社 8120001077357	全国	岩谷産業株式会社 8120001077357	家庭および事業所ボイラーの導入	2023/4/1
P248	2024/02/09	アストモスエネルギー株式会社 5010001030404	全国	-	家庭および事業所ボイラーの導入	2024/2/9
P270	2024/12/02	シナネンホールディングス株式会社 5010401013396	全国	シナネンホールディングス株式会社 5010401013396	家庭および事業所ボイラーの導入	2024/12/2
P296	2024/07/18	株式会社バイウィル 9010001156996	全国	株式会社バイウィル 9010001156996	家庭および事業所ボイラーの導入	2024/7/18
P305	2024/09/25	ＡＷ・ライフソリューション株式会社 7430001032521	北海道	-	家庭におけるボイラーヒートポンプの導入	2024/9/25
P306	2024/09/25	ＡＷ・ライフソリューション株式会社 7430001032521	北海道	-	家庭におけるボイラーの導入	2024/9/25

コージェネ（＝エネファーム）への転換

ＰＪ番号	登録申請日	運営管理者・法人番号	実施地域	クレジット取得予定者	ＰＪ概要	認証期間の開始日
P2	2013/11/20	北電総合設計株式会社 4430001022252	全国	J-クレジット制度事務局	コージェネ	2013/11/20
P9	2014/01/09	積水ハウス株式会社 8120001059652	全国	-	コージェネ	2014/1/31
P22	2014/02/26	神戸市 9000020281000	近畿	-	コージェネ	2014/2/26
P35	2015/03/01	静岡ガス株式会社 4080001002686	中部	静岡ガス株式会社 4080001002686	コージェネ・太陽光	2013/4/1

ＰＪ番号	登録申請日	運営管理者・法人番号	実施地域	クレジット取得予定者	ＰＪ概要	認証期間の開始日
P36	2015/07/07	東急不動産 R&D 4011001016609	関東	株東急不動産 R&Dー 4011001016609	集合住宅 コージェネ	2015/10/1
P44	2016/08/29	北電総合設計株式会社 4430001022252	全国	J-クレジット制度事務局	燃料電池設備の導入	2014/4/1
P69	2018/09/01	札幌市 9000020011002	北海道	-	コージェネ	2018/9/1
P102	2021/03/15	豊田市 5000020232114	中部	豊田市 5000020232114	コージェネ	2021/4/1
P133	2022/11/25	滋賀県 7000020250007	近畿	滋賀県 7000020250007	コージェネ	2022/12/1
P142	2023/02/08	北海道ガス株式会社 5430001021815	北海道	北海道ガス株式会社 5430001021815	コージェネ	2023/2/8
P144	2022/10/03	広島ガス株式会社 2240001009205	中国	広島ガス株式会社 2240001009205	コージェネ	2022/12/1
P156	2023/02/07	茂原市 8000020122106	関東	茂原市 8000020122106	コージェネ	2023/4/1
P174	2023/03/28	サーラエナジー株 7180301006250	全国	サーラエナジー株 7180301006250	コージェネ	2023/9/1
P180	2023/10/16	愛媛県 1000020380008	四国	愛媛県 1000020380008	コージェネ ・太陽光	2023/11/16
P182	2023/10/19	大分瓦斯株式会社 1320001006228	九州・沖縄	大分瓦斯株式会社 1320001006228	コージェネ	2024/1/1
P192	2023/12/07	刈谷市 5000020232106	中部	刈谷市 5000020232106	コージェネ	2023/12/7
P216	2023/07/31	東邦ガス株式会社 2180001022387	全国	東邦ガス株式会社 2180001022387	コージェネ	2024/1/1
P237	2023/12/07	日本海ガス株式会社 2230001002284	中部	日本海ガス株式会社 2230001002284	コージェネ	2023/12/7
P240	2023/12/28	東京ガス株式会社 6010401020516	全国	東京ガス株式会社 6010401020516	事業所 空調設備 コージェネ	2024/1/1
P314	2025/01/23	静岡ガス株式会社 4080001002686	中部	静岡ガス株式会社 4080001002686	コージェネ	2025/4/1
P318	2024/12/26	大丸エナウィン株 6120001031150	全国	大丸エナウィン株 6120001031150	コージェネ	2025/1/1
P344	2024/11/29	東京ガス株式会社 6010401020516	関東	東京ガス株式会社 6010401020516	コージェネ	2024/12/1